

「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾要領

令和元年6月25日付け元農振第809号
最終改正 令和3年2月19日付け2農振第2669号
農村振興局農村政策部都市農村交流課

(目的)

第1 「ディスカバー農山漁村の宝」は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図ることを目的としています。

この要領は、農林水産省が著作権、使用権その他一切の権利を有する「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク（以下「マーク」という。）の利用許諾に関し、必要な事項を定めるものです。

(マークの目的)

第2

(1) マークは、「ディスカバー農山漁村の宝」に選定された団体（以下「被選定団体」という。）であることを証明するものであり、被選定団体以外での使用はできません。ただし、農林水産省が承認する場合は、この限りではありません。

(2) マークは、個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

(マークの図柄)

第3 被選定団体が使用するマークは、以下のとおりとします。

- ① 内閣官房及び農林水産省による被選定団体（③によるものを除く） 下図アからウまでのいずれかのマーク
- ② 地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局による被選定団体 下図エのマーク
- ③ 農林水産省が行う北海道地区選定による被選定団体 下図エのマーク

(ア)



【4版(CMYK)の数値】

C	0%
M	100%
Y	100%
K	0%

(イ)



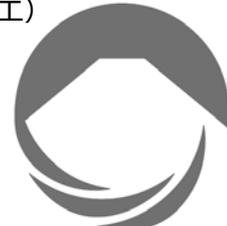
C	40%
M	0%
Y	100%
K	0%

(ウ)



C	80%
M	20%
Y	0%
K	0%

(エ)



〇〇局選定(②の場合)
北海道地区選定(③の場合)

※色は(ア)~(ウ)と同じ
3色から選択ください

(利用許諾申請及び許諾)

第4

- (1) マークの使用を希望する被選定団体は、様式1により、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長（以下「都市農村交流課長」という。）宛てに利用許諾の申請を行ってください。
- (2) 都市農村交流課長は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認められる申請についてのみマークの利用を許諾し、様式2の「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾証を、(1)の申請を行った者に発行します。
- (3) (2)により利用許諾を受けた被選定団体（以下「利用団体」という。）は、申請の範囲内において、商品のパッケージ、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺又はWEBサイト等にマークを使用することができます。
- (4) マークは赤・緑・青の3色とも無償で使用することができます。ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は利用団体がみだりに改変することはできません。なお、モノクロを選択することは差し支えありません。
- (5) 農林水産省の名称は、使用できません。
- (6) マークの利用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

(マークを使用する者の義務)

第5

- (1) 利用団体は、関係法規及び本要領等を遵守するとともに、「ディスカバー農山漁村の宝」の趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。
- (2) 利用団体は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、都市農村交流課長に通報する義務を負うものとします。
- (3) 利用団体は、マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については対応を都市農村交流課長と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、利用団体が負担するものとします。
- (4) 利用団体は、マークの使用に関して第三者に損害を与えた場合には、当該損害について全責任を負うものとします。
- (5) 利用団体は、都市農村交流課長から要請がある場合は、マークの使用実態の報告を行うものとします。

(マークの禁止事項)

第6 以下のような使用は禁止します。

- (1) 募金活動と結びつけた使用
- (2) 企業・団体が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用

(3) 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用

(4) その他「ディスカバー農山漁村の宝」の趣旨に反すると認められるような使用

(マークの不適切な使用等に当たったの措置)

第7 利用団体が、本使用規定、「ディスカバー農山漁村の宝」の趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと都市農村交流課長が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

(1) 警告

(2) 利用許諾の取消し

(3) 団体名の公表

(4) 法的措置

(マークの利用期限)

第8 マークの利用期限は設けません。

ただし、都市農村交流課長は、特に必要と認めるときには、利用者に対し、期限を定めて、マークの利用を終了すべき旨を指示することができるものとします。

(要領の改定)

第9 本要領は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

(様式1)

「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾申請書

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局農村政策部
都市農村交流課長 宛て

申請者[利用予定者] (所在地) 〒
(名称)
(代表者)

「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマークの利用に当たり、「ディスカバー農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾要領（令和元年6月25日付け元農振第809号）第4（1）の規定に基づき、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1. マークを使用するもの（該当箇所にチェック☑する）
商品 チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺 シール
その他（ ）
2. マーク、マークシール等の印刷予定数
(1) 印刷アイテム予定数：（ ）個
(2) 総印刷予定数（個）数：（ ）（個）枚
(3) マークの大きさ：タテ（ ）mm×ヨコ（ ）mm、タテ（ ）mm×ヨコ（ ）mm
3. 使用地域、イベント名又は店舗名等
(地域名、イベント名又は店舗名等：)
4. 農林水産省が利用許諾状況をホームページで公表する場合、貴団体名等の公表の希望の有無（該当箇所にチェック☑する）
有り 無し
5. 問合せ先
(1) 部署名：
(2) ご担当者名：
(3) TEL・FAX：
(4) E-mail：

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」として添付する。
2. 名刺にマークの印刷を行う場合、団体等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(様式2)

「ディスカバー^む農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾証

令和 年 月 日

(申請者〔利用予定者〕) 殿

農林水産省農村振興局農村政策部
都市農村交流課長

令和 年 月 日付けの「ディスカバー^む農山漁村の宝」ロゴマーク利用許諾申請について、本通知により許諾することとし、その内容は申請書の記載のとおりとします。